

隠岐の島町映像制作業務 仕様書

1 事業名

隠岐の島町映像制作業務

2 業務内容

(1) 制作物

制作物	①動画10分程度×1テーマ ②動画5分程度×1テーマ
言語	日本語・英語

(2) 構成

1. 隠岐の島町の魅力を印象的に伝えることを前提に、季節・景観・食・歴史的建造物・観光スポット・伝統行事などの素材を用いて構成する。
2. テーマを魅力的に伝えるBGMに合わせた編集を行い、映像の魅力を高めるものとする。
3. 上記(1)の①については、各素材を組み合わせた上で、隠岐世界ジオパークを紹介する映像を加えてください。②については、景観、伝統行事を中心に、①よりコンパクトにまとめる。
4. テーマを魅力的に表現するキャッチコピーや観光スポットなどの説明テロップは、各言語別に作成してください。

(3) 制作要件

1. 画面縦横比は、16:9とする。
2. 映像の解像度はフルハイビジョンとする。

(4) 成果品

1. メディア（制作物①のみ）
DVD-Video 日本語：5枚、英語：2枚
BD-Video 日本語：5枚、英語：2枚
2. データ（制作物①、②の両方）
MPEG4 AVC/H.264 形式(フルHD以上)、WMV 形式(HD以上)

(5) 仕様の確認

1. 受託者は、町、関係者と円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。
2. 編集内容の最終決定までには、町担当者の立会いのもと映像の試写を行い、訂正指示のあった箇所については、これに対応すること。

3 用途

町内外で実施される各プロモーションをはじめ、イベント、物産展等での上映のほか、

S N Sでの動画配信を予定。

4 著作権等

- (1) 当映像の制作を受託した者（以下「受託者」という。）は、制作し、納品した映像について、隠岐の島町（以下「委託者」という。）が自由に使用できるよう、著作権法（昭和45年法律第48号）第18条から第20条に規定する著作権者の権利を行使しない。
- (2) 当制作物に関して、受託者は、著作権法第21条から第28条までに規定する権利は、納品とともに無償で委託者に譲渡する。
- (3) 受託者は、委託者に無償譲渡する前項の著作権法上の権利を、委託者以外の第三者に譲渡しないこととする。
- (4) 受託者は、当該映像が、第三者の商標権、著作権その他諸権利を侵害するものでないことを保証すること。

なお、当該映像に使用する映像、文字等が受託者以外の者の著作物（以下「原著物」という。）である場合には、映像の使用方法について、現著作者に説明し、承諾を得るなど必要な手続きをし、現著作物の著作者等と委託者の間に著作権法上の紛争が生じないようにすること。

5 納品

- (1) 納品期日
平成29年 3月31日（金）
- (2) 納品場所
隠岐の島町総務課広報広聴係

6 その他

本項目に定めない事項については、双方協議のうえ行うものとする。